

備前市空き家改修促進補助金の手引き

備前市空き家改修促進補助金について

本事業は、空き家等の有効活用による市内への移住及び定住の促進に資するため、賃貸を目的とした空き家等のリフォームを行うことに補助をするものです。

1. 補助対象者

- ・市内に所在する空き家（空き家情報バンク制度を利用している空き家等に限る）の所有者等又は市内に本店等所在する賃貸代行業者であること。
- ・リフォーム後において入居した者に1年以上の賃貸等を行うこと。
- ・所有者等又は賃貸代行業者(法人にあっては役員)の3親等以内の親族が空き家等を使用しないこと。
- ・賃貸代行業者については、所有者等の同意を得ていること。
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・暴力団関係者でないこと。

2. 補助対象住宅

- ・市内に所在し、過去に居住されたことがある住宅。
- ・店舗等併用住宅にあっては、住宅部分と共用部分のみ対象で、非住宅部分は対象外。

3. 補助対象経費

- ・リフォーム工事費が30万円以上(消費税及び地方消費税を含む。)であること。

4. 補助金額

- ・補助金額は、対象経費の2分の1に相当(1,000円未満切り捨て)で、上限50万円です。

5. 実施期間

申請の受付期間は、令和8年8月1日～令和9年1月31日までとします。

※なお、補助金の交付決定には一定の期間を要しますので予めご了承ください。

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

※事業終了後、速やかに実績報告書を提出してください。(3月31日までに提出)

6. 補助金の支給

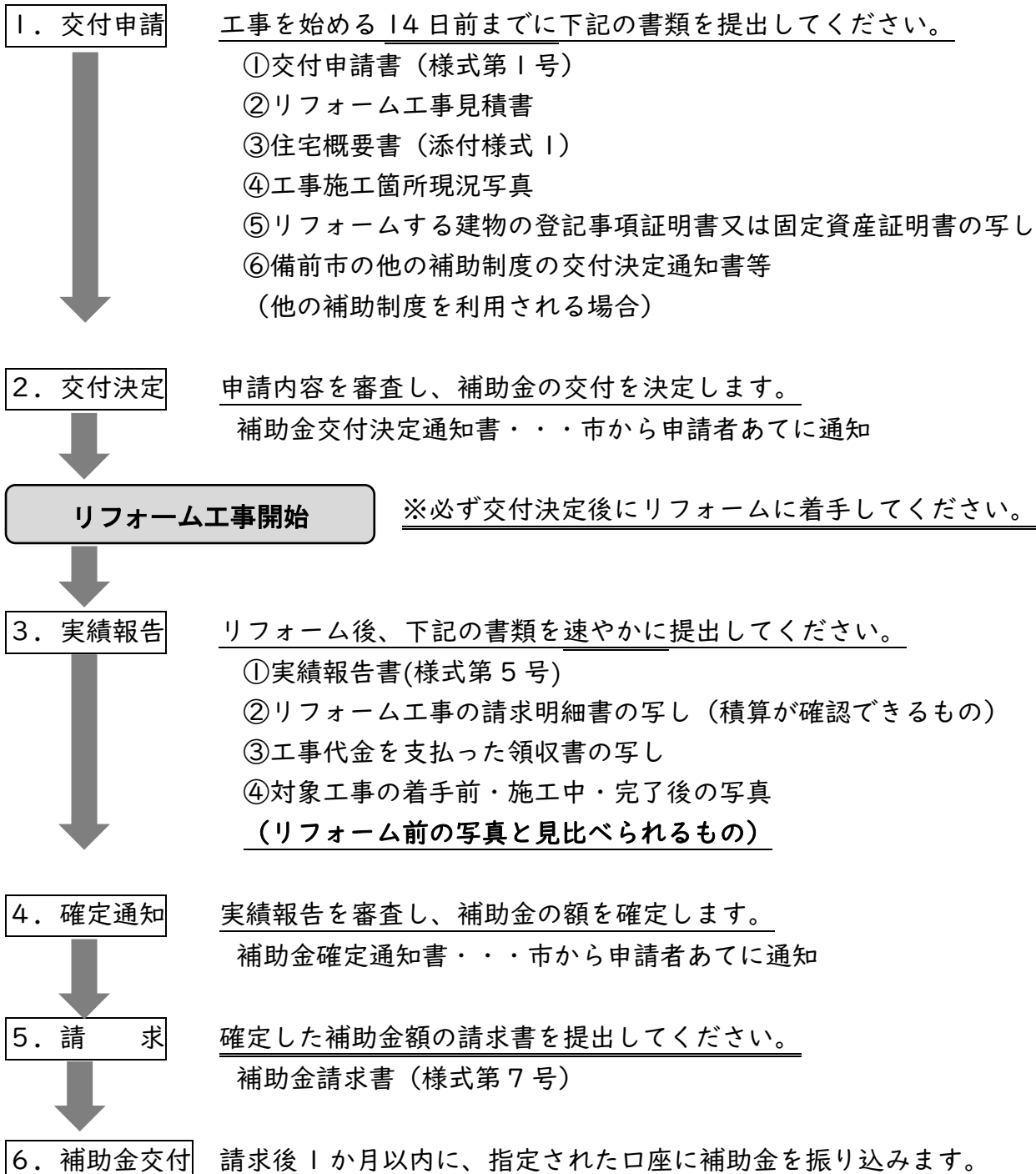
請求書提出後、概ね1カ月以内に指定の口座に振り込みます。

7. 注意事項

- ・必ず工事の着工前までに申請してください。
- ※着工後の申請は認められません。

備前市空き家改修促進補助金の手引き

申請から支給までの流れ



申込・問合せ先

〒705-8602 備前市東片上 126 番地

備前市 総合政策部 企画課 地方創生推進係

TEL : 0869-64-1843 MAIL : bzijuu@city.bizen.lg.jp